

奈井江町文化ホール

事業開催における施設利用ガイドライン

R5. 3 改定

収容人数及び人数制限について

会議室名	利用人数
コンチェルトホール	246名以内
控室	12名以内
控室	12名以内
練習室	38名以内
音楽資料室兼会議室	17名以内
交流談話室	45名以内
和室	15名以内
会議室	22名以内

演目や施設利用等の特性により、客席内からの歓声が起こりやすい場合や、高齢者などのハイリスク者が多い場合など、感染リスクが高い状況が想定される際には、ゆとりを持った収用率でのご利用を推奨いたします。

公演等チェックリスト

【事業等企画段階】

- 事業企画にあたり、3密を回避する方策の導入をお願いします。
- 高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる事業については、感染した場合の重症化リスクが高いため、より慎重な計画をお願いします。
- イベントの開催にあたっては、業種別ガイドラインを遵守して下さい。
- 仕込み、リハーサル、撤去等、当日の休憩時間や入退場時間は余裕のある時間設定をお願いします。
- 来場者に対し、来場前の検温の要請、来場を控えていただくケースを事前に周知して下さい。（チラシ等への掲載等）
- 感染者が発生した場合はすみやかに施設管理者に連絡し、対応を協議して下さい。

【公演関係者の感染対策】

- 表現形態に応じて、可能な感染防止に努めて下さい。
- アルコール消毒液やせっけんでのこまめな手洗い、手指消毒をお願いします。
- 施設内では必要に応じてマスクの着用、咳エチケットの徹底をお願いします。
- 適切な換気をお願いします。
常時換気扇ON及び窓の開放（1時間に2回程度、数分間）
- 全ての食事は表面の汚染を防ぐ方法を用い、個別での提供をお願いします。
皿、コップ等の共用はしないで下さい。飲食の際は適切な距離をとり、対面とならないよう、工夫して下さい。
- 長時間、近距離での会話は控えて下さい。

【事業当日】

- 入退場時の密集回避のため、一定の距離を確保して下さい。
- 会場の出入口等の必要箇所に手指消毒液を設置して下さい。
(公演時の設置準備は主催者様負担でお願いします。)
- 来場者の案内、誘導に際しては、人と人が触れ合わない程度の距離をとり、必要に応じて不織布マスクの着用や、手指消毒の対応を行って下さい。
- 可能な限り公演中も定期的に換気をして下さい。

【感染が発生した場合】

- 速やかに施設へ報告して下さい。
- 速やかに別室へ隔離を行って下さい。
- 対応するスタッフは、マスク、手袋を着用して下さい。

劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版
(抜粋)

令和5年3月13日

以上公益社団法人全国公立文化施設協会

6. 公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策

公演主催者(※)が講じるべき具体的な感染防止策は、前記の基本的な感染防止策を踏まえるとともに、施設利用以前の練習や稽古段階より生じること、個々の公演の内容等によりその必要性や水準等が異なること等に鑑み、各公演ジャンルの統括団体等のより詳細なガイドラインも参照してください。以下は施設管理者側からの要請の例示として掲げるものです。

なお、施設管理者は、公演主催者が必要な措置を講じていただけるように事前に協議を行うとともに、公演の際には措置が実際に講じられているかを確認し、必要な措置が講じられていないと認められる場合には、十分な措置を講じるように要請してください。

※ 施設管理者が公演を主催する場合には、施設管理者が講じるものとし
ます。

(1) 事前調整

公演主催者は、施設に利用申込みを行う時点、若しくは公演概要を検討する時点で、事前にリスク評価(①②③④)を踏まえ、以下を含む必要とされる実施概要について施設管理者と協議してください。

- ・ 予定されている公演におけるガイドラインを踏まえた防止策について、具体的な個々の措置と施設側及び公演主催者側の役割分担を調整してください。
- ・ 仕込み・リハーサル・撤去において余裕あるスケジュールを設定してください。
- ・ 休憩時間や入退場時間は余裕を持った設定としてください。
- ・ 会議室や練習場等は、会場の常時換気等、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、定員までの利用としてください。一方で、条件が担保されない場合は定員を制限してください。なお、定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔を空けた利用としてください。
- ・ 公演を中止せざるを得ない事態に至った際の対応や係る費用等の分担について、必要に応じて設置者も交えて確認をしてください。

(2) 客席の配席（収容率）

- ・ 来場者の配席については、できるだけ指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。
- ・ なお、高齢者等が多数来場すると見込まれる公演については、感染リスクや重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

(3) 公演関係者に関する感染防止策

- ・ 公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて感染防止に努めるようにしてください。
 - ・ 公演時の出演者を除き、施設内では必要に応じてマスクの着用を依頼し、公演前後の手指消毒をしてください。
 - ・ 楽屋、控室、稽古場等でも不特定多数が触れやすい場所は、必要に応じて消毒し、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。
 - ・ また、楽屋は密にならないように定員を調整するとともに常時換気を励行ください。
- なお、必要に応じて二酸化炭素モニター（概ね基準1000ppm 以下）を活用ください。
- ・ 舞台袖、舞台裏、楽屋などの狭いスペースでの待機時や、喫煙スペースや洗面スペースや飲食周りなどマスクを外しての利用に際し、各場所に応じた定員制限や会話の抑制等をしてください。
 - ・ その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるとともに、関係者の健康管理に努めてください。なお、主要な関係者については、必要回数のワクチン接種をすることを推奨します。

(4) 来場者に関する感染防止策

- ・ 来場を控えてもらうケースを事前に周知してください。また、その際の振替やチケット代金の払戻等の諸条件については、事前に告知してください。
- ・ 施設内でのマスク着脱は個人の判断ですが、高齢者など感染リスクの高い周囲の来場者への配慮を必要に応じて促してください。
- ・ 入退場時の密集回避のため、一定の距離の間隔を確保してください。
- ・ 入退場時のエレベーター利用は、密にならないようにしてください。
- ・ 配慮が求められる来場者、障害者や高齢者等については事前に対応策を検討してください。
- ・ 都道府県の対応方針等に基づき、公演前後の飲食・会合の抑制等、施設外での感染防止について注意喚起してください。

(5) 会場内での感染防止策

① 接触感染防止策

- ・公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒・清掃を適宜行ってください。
- ・公演主催者は、会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の適切な消毒液を設置してください。また、不足が生じないよう定期的な点検を行ってください。

② 飛沫感染防止策

公演の内容等によりますが、来場者は原則的には、会場内では一方向を向き静座し、公演中は継続的な会話等が想定されないことから、マスク未着用者同士が隣り合っている場合でも一定の感染抑制が可能となります。併せて、開場・休憩時間の隣席との会話や、本番中の笑い声や一時的な発声についても、必要以上に制限を行わないように留意ください。

休憩時間や入退場時には密集が発生しないように対策を講じてください。

【公演関係者（特に出演者）⇔来場者間の感染防止策】

- ・来場者の案内や誘導に際しては人と人が触れ合わない程度の距離を取るとともに、必要に応じて不織布マスクを着用してください。
- ・来場者と接する窓口（招待受付、当日券窓口）等では、換気に注意をしたうえで、取扱者は必要に応じて不織布マスク着用や手指消毒など対策を適宜行ってください。

【来場者⇔来場者間の感染防止策】

- ・マスク着用については基本的には個人の判断を尊重し、一律的に着脱を強いるものではありません。一方で、公演や施設利用等の特性により、高齢者などのハイリスク者が多い場合など感染リスクが高い状況が想定される際には、必要に応じてマスク着用を推奨してください。
- ・休憩時間や入退場時間は、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間を設けてください。
- ・休憩時間や入退場時には人と人が触れ合わない距離をとるように促してください。

(6) その他、物販等

- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインでの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・物販に関わる関係者は、必要に応じて不織布マスクの着用に加え、手指消毒を行ってください。
- ・オペラグラス等の貸出物について消毒を行うなど清潔に保ってください。

7. 感染拡大への防止策

公演主催者は、感染が発生した場合は速やかに施設管理者に連絡し、対応を協議してください。

- 発生した感染者等の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱いに十分注意してください。
- 施設管理者は、施設内で来場者等から体調不良が訴えられた際の対応について、事前に検討を行い、換気の良い救護室（一時的隔離）や対応する際の不織布マスクや手袋等の備品を準備してください。
- 従事者や公演関係者の感染が疑われる際の対応について、事前に各都道府県において示されている対応方針にしたがって検討を行い、自宅待機や受診等の基準を定めてください。基本は、発熱などの体調不良の場合には出勤や公演参加を控えようとしてください。その上で、発熱などの症状が出た場合には、必要となる検査を行って罹患状況等を確認し、国や自治体等の対応指針等に添って対応をしてください。
- また、感染者発生時の対応について公演実施の基準等を事前に定めてください。

本ガイドラインの策定にあたっては、関係省庁及び専門家の助言をいただきました。

令和2年5月14日初版策定

令和2年5月25日一部改定

令和2年9月18日改定

令和3年10月15日改定

令和4年9月20日改定

令和4年10月31日改定

令和5年1月4日改定